

会 議 録

会議の名称	平成29年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第3回）
事務局	総務部総務課情報公開係
開催日時	平成29年10月19日（木） 午後6時00分～午後8時21分
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	1 開会 2 委嘱状の交付・市長挨拶 3 委員の自己紹介・事務局職員紹介 4 会長互選・挨拶、職務代理者指名・挨拶 5 平成29年度第2回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について 6 個人情報保有等届出状況の報告について 7 諮問事項 8 次回の日程について
会議結果	別紙のとおり
発言内容・発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	情報公開コーナー（第二庁舎6階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎4階）備付けの議事録に添付してあります。
その他	

平成29年度第3回小金井市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時 平成29年10月19日（木）午後6時から午後8時21分

2 場 所 第二庁舎801会議室

3 内 容

(1) 平成29年度第2回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について

(2) 個人情報保有等届出状況の報告について

① 被災者生活再建支援業務

② 住宅相談事務

③ 心身障害者福祉手当支給業務変更届

(3) 諮問事項

諮問第17号 小金井市空家等対策計画策定支援業務委託について

諮問第18号 東京都被災者生活再建支援システムの本人以外収集について

諮問第19号 東京都被災者生活再建支援システムに係る固定資産システムの目的外利用について

諮問第20号 東京都被災者生活再建支援システムについて

諮問第21号 東京都被災者生活再建支援システムのオンライン接続について

諮問第22号 東京都被災者生活再建支援システム運営委託について

諮問第23号 生産緑地申請綴・地区内訳表の外部提供について

(4) その他

ア 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の独自利用事務の追加について（報告）

イ 次回の日程について

4 出席者

【会 長】

松 行 康 夫

【職務代理人】

仮 野 忠 男

【委 員】

川 井 康 晴 清 水 勉 白 石 孝 多 田 岳 人
樹 一 美 寺 島 麻 希 中 澤 武 久 野 中 武 志
本 多 龍 雄

【市 側】

西岡市長

<情報システム課>

鈴木情報システム課長

前園情報システム係長

後藤情報システム係主任

<地域安全課>

吉田地域安全課長

龜山地域安全係長

原嶋防災消防係長

北林地域安全係主事

<環境政策課>

平野環境政策課長

森緑と公園係長

江平緑と公園係主任

<自立生活支援課>

藤井自立生活支援課長

矢島障害福祉係長

林障害福祉係主事

山内障害福祉係主事

<まちづくり推進課>

黒澤住宅係長

小島住宅係主査

<総務課>

水落総務課長

諏訪情報公開係長

古田土情報公開係主事

【傍聴者】

0名

【総務課長】

開会の挨拶

【西岡市長】

挨拶

(委嘱状の交付)

【総務課長】

(委員の自己紹介・事務局職員紹介)

(会長選出) 松行委員を選出

(職務代理者指名) 仮野委員を指名

以上、内容は省略

【松行会長】

ただいまから平成29年度第3回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

審議に入る前に、委員の欠席等の御連絡をいたします。本日、朝倉委員は都合により御欠席との連絡を受けておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、平成29年度第2回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認についてを行います。前期からの委員の皆様はお手元に届いているかとは存じますが、まちづくり推進課の諮問等の資料修正につきまして事務局より説明がございますので、よろしくお願いたします。

【総務課長】

それでは、前回の審議会で御指摘のありました、まちづくり推進課の案件について、書面の右上に「修正後」と記しました資料を、未定稿の会議録とともに送付をさせていただいておりますので説明をさせていただきます。なお、新たに委員になられた方には、本日机上に配付をさせていただいております。

条例第14条関係、平成29年度諮問第12号「公営住宅システム」でございます。

個人情報の記録項目に緊急連絡先の記載が見当たらないとの御指摘をいただきました。氏名・住所に関しましては、それらを含める関係者ということで認識をしていたところでございますが、緊急連絡先として電話番号に関して記載が漏れておりましたので、追加をさせていただきました。

条例第27条「公営住宅システム運用保守」に係る委託処理する個人情報の項目及び諮問に関する保有届出43-50につきましても、個人情報の内容に電話

番号を追加させていただきましたので、御確認をお願いいたします。

続きまして、会議録の修正でございます。再任の委員の皆様には該当部分を抜粋して机上に配付をさせていただいております。新任の委員の皆様には修正をしました会議録を配付させていただいております。

修正の内容でございますが、17ページでございます松行会長の発言の2行目で、当初「間接行為」としておりましたが、正しくは「間接公営」ですので、訂正をお願いします。

【松行会長】

そのほか、御意見、御質問等ございますか。

ただいまの審議資料につきまして、訂正等ないようですので、これを認め、承認いたします。

それでは、小金井市個人情報保護条例及び小金井市情報公開・個人情報保護審議会条例に基づく個人情報保有等届出状況報告書によります報告と諮問をお願いいたします。

【西岡市長】

初めに、報告事項について申し上げます。小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、個人情報保有等届出状況を報告いたします。

今回御報告いたしますのは、個人情報の届出開始に関するものが2件、届出変更に関するものが1件となります。

次に、諮問事項についてでございます。今回諮問いたしますのは、個人情報保護条例第11条に基づく「東京都被災者生活再建支援システムの本人以外収集について」、個人情報保護条例第12条に基づく「東京都被災者生活再建支援システムに係る固定資産システムの目的外利用について」、「生産緑地申請綴・地区内訳表の外部提供について」、個人情報保護条例第14条に基づく「東京都被災者生活再建支援システムについて」、個人情報保護条例第15条に基づく「東京都被災者生活再建支援システムのオンライン接続について」、個人情報保護条例第27条に基づく「小金井市空家等対策計画策定支援業務委託について」、「東京都被災者生活再建支援システム運営委託について」の合計7件となっております。細部につきましては、事務局を通して説明させますので、よろしく願い申し上げます。

【松行会長】

確かに承りました。

【総務課長】

申し訳ございませんが、市長は公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。

【松行会長】

それでは、審議に入りますが、審議に入る前に、事務局からの説明を受けたいと存じます。その後、委員の皆様から御意見、御質問を受け、それに対する説明を事務局、または担当課から直接受けることで進行してまいりたいと存じます。

では、事務局からの説明を、早速お願いいたします。

【総務課長】

それでは、個人情報保有等届出状況の報告について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により報告いたします。

1 ページを御覧ください。今回の届出は、開始2件、変更1件でございます。

2 ページは、部課別の明細となります。

3 ページは、その内訳で、備考にあります案件番号は、順序の番号でございます。なお、諮問のみの案件もございますので、順序につきましては目次を御覧ください。

それでは、5 ページを御覧ください。「住宅相談事務について」、まちづくり推進課の案件でございます。

平成28年11月28日付け、市と不動産、建築、法律等の専門家8団体により「小金井市における空家の有効活用、適正管理等の推進に関する協定」を締結致しました。当該協定に基づく取組の一環として、平成29年10月26日、市と協定先団体との共催事業による「住まいの何でも相談会」を実施し、市内の住宅の所有者またはその御家族からの住まいに関する相談に対応することとし、相談希望者からの申込みに、「小金井市住まいの何でも相談会相談申込及び情報提供同意書」の様式を保有することから届出を行うものです。

6 ページを御覧ください。届出番号43-51「小金井市住まいの何でも相談会相談申込及び情報提供同意書」でございます。個人情報の内容は記載のとおりとなりまして、氏名、住所、居住状況、相談内容、電話番号、建物・土地概要となります。様式につきましては、7 ページから8 ページに付けてございます。開催するに当たってのチラシを9 ページにお付けしておりますので御覧ください。

【松行会長】

ただいま事務局から説明がありました。御意見、御質問等はございますでしょ

うか。

【白石委員】

6 ページの届出番号43-51の、収集方法の後に収集期間というところに定期的と書いてあるのですが、この定期的という意味がよくわかりません。それを御説明いただきたいというのが1点目です。

それから2点目は、7ページ、8ページの相談申込書と個人情報提供同意書ですが、7ページの一番上の欄外の3行、「(宛先) 小金井市長」のところに、提供することに同意しますというふうになっているのですが、じゃあ同意しますよという本人署名欄が、この様式の中には見当たらないんです。

枠内に「相談者」と書いてあって、その氏名という部分が同意欄なのかなと思うのですが、これは、相談を受ける建築事務所協会とかそちら側の相談カードに当たるものだと思うんです。

だとすると、8ページを見ても、本人同意の自署する欄がないので、これは何ですかという質問が2点目です。

3点目は、9ページのチラシなのですが、この中ほどの網かけのところで、「申込み方法、ご希望の方は下記連絡先へ、電話申込み又は裏面の相談カードをFAXしてください」ということなのですが、この裏面の相談カードが印刷されていないんです。相談カードですから、多分個人情報が何らかの形で記載される欄があると思うので、届出事項になるのではないかなと思うのが、質問の3点目です。

【情報公開係長】

1点目の御質問の「定期的」ということですが、今日お配りした個人情報制度の手引の37ページにもございまして、収集期間が定まっているものということで、随時受けているものとは違うという意味合いで「定期的」に区分させていただいているところでございます。

【白石委員】

2区分しかないということですね。

【情報公開係長】

はい、そうです。

【住宅係長】

2点目の、同意欄はないのかという御質問をいただいたかと思うのですが、この様式につきましては、相談申込書と情報提供同意書を兼ねておりまして、同意欄というのは設けておりません。ただ、お電話等で申し込まれた方もいらっしゃる

いますので、相談の当日に、この相談カードについては、相談者に示す前に、提供してよろしいかというのは改めて御確認した上で相談を受けていただく予定でございます。内容については当日、御本人にも確認いただくという想定でございます。

3点目の相談カードについてということで、すみません、ちょっと言葉がわかりづらくて、カードというふうに付けてしまって申し訳なかったのですが、相談カードというのは、この小金井市住まいの何でも相談会相談申込及び情報提供同意書の1ページ目を、このチラシの裏面に印刷したものをお配りしておりまして、ファックス等でこの面で申し込まれた場合は、裏面の相談員のアドバイスについては、裏面の相談員のアドバイスを当日の相談のときに書き込めるように添付して相談していただいて、相談員が書き込むという想定でございます。

【白石委員】

民法的に言えば、口頭であっても契約行為になりますから、「いかがですか、御同意いただけますか」「はい、わかりました」でいいのですが、例えばいろいろな生命保険の書類にしても、「お客様、すみません、最後にちょっとここにサインをいただけますか」、というふうにするのが一般的かなと思うので、やっぱりどこかに自署欄というのは設けたほうがいいんじゃないかなと思うのですが。特にこだわりがなければ、そういうふうにしていただいたほうがというのが私の意見です。

追加質問ですが、相談事業自体は電話で済ませるということではなくて、必ず対面になるのですよね。建築事務所協会や委託業者の相談員が。だとしたら、やはり何らかの形で確認欄があったほうがいいかなと思うのです。

【総務課長】

今回、自署欄という形では設けてはいないのですが、相談者の氏名のところで本人に自署をしていただくので、これが自署欄を兼ねているのかなと思ってございます。

押印につきましては、押印を基本的には廃止する方向で、行政のほうは今、やっておりますので、今回、押印をもらう必要はないというふうに、担当課のほうでは判断しているのかなと考えております。

【白石委員】

押印については全くこだわっていないんです。これ全体としては、やっぱり相談カードなんです。相談を受けた側の相談員の記録なんです。よね。

もしそこに、兼同意書ということであれば、やはり相談者のここの欄も順序を変えて一番上に持っていくとか、あるいは一番末尾に持っていくとか、そういうのがあってもいいし、法令で書式が定められているということでなければ、変えていただいてもいいんじゃないかなと思うのですが。

【総務課長】

これは、9月11日から10月18日までが、予約の受付期間となってございまして、既に予約を開始しています。相談会の実施日も10月26日ということで、直近に迫っておりますので、この段で同意書を変更するのは、申し訳ないのですがちょっとできない状況でございますので、考えられる方法としては、当日、この同意書を出していただくときに、相談者氏名のところに自署とか、手書きで入れていただくというので、御理解をいただけないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

【白石委員】

事務が煩雑になることは私もあえて望んでいないので、形式はいいのですが、まだ26日までちょうど1週間ありますから、例えば、A5でもB5でも別紙に、同意しますという署名欄をつくって、糊付けするとかホチキス留めするとか、どちらにしても相談者の記入欄に自署というのは、様式的にも何か不自然だと私は思います。

あとは総務課と担当課で調整していただいてもいいのですが、どちらにしても、これは行政的発想としても相談カードで同意書じゃないです。その基本のところは、今日の最初に会長代理の話からも小金井市の個人情報保護制度については、本当に私もいい制度だと思うので、だとするとなおさらこういうことについても、きめ細かい配慮をしていただきたいという意見です。

【仮野委員】

白石さんの意見を聞いていて、なるほどいいところを突いたなと思いました。これは明らかに申込書と同意書を一緒くたにしちゃっているところなんです。

ですから、白石さんが言ったとおり、これは相談に来た方は全部面談をするわけで、そのときに改めて「同意しますか」と確認して、備考欄に空白があるから、ここにしてサインをもらったらどうですか。これだと事務的な負担はあまり起きないし、一方で同意したという本人の意思を確認でき、記録で明確に残るわけですから。

【中澤委員】

銀行には今、両替票とか送金依頼書とか、何十種類とあるのですが、たいがいこれのように依頼書兼同意も兼ねているというところで、例えば自分の口座から送金資金を引き落とすとか、両替したお金をその口座に入れるとか、手数料があった場合はその口座から引き落とすとか、そういうのは全部これと同じ方式です。ただし自署とは書いてありますけれど、基本的にはそれ一枚で、あえてほかのものをもらうというようなことは、最近の10年間では、一切やらない事務になっています。私企業ではもうそういうことはやらない形で対応しています。

【仮野委員】

お金を送金する話じゃないですので、ここでは、個人の情報を守るか守らないかという話ですから、これは少し分けて話したほうがいいと思います。

【松行会長】

今、お三方の委員から、関連して多面的に御発言があったわけですが、これだけで細部を議論するというのは運営上能率もよくないので、事務局から、どうこれに対応して、責任持って扱うかを御意見として表明していただけたらと思います。

【総務課長】

個人情報保護につきましては、行政として保護をしっかりしていかなければいけないという立場でございますので、白石委員、仮野委員の御意見を踏まえさせていただきます。今回ちょっとどういう形になるかは、これからの検討になりますが、対応できるように努めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【松行会長】

かなり慎重審議をさせていただきましたので、この案件を了承とさせていただきますと存じます。よろしいでしょうか。

【仮野委員】

次回の会合のときに、どういう措置をとったか説明してください。

【総務課長】

はい、報告します。

【松行会長】

それでは、この届出状況の報告について、次の心身障害者福祉手当支給業務変更届を、事務局から御説明願います。

【総務課長】

それでは10ページを御覧ください。「心身障害者福祉手当の支給業務について」、自立生活支援課の案件でございます。なお、関連しますので、その他アにございます「小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の改正」を先に報告させていただきます。

51ページを御覧ください。マイナンバー制度（番号法）では、法定事務のほか、独自に利用する事務を各団体の条例で規定することが、番号法第9条第2項において認められております。このうち、番号法第19条第8号の要件を満たすものについては、他の地方公共団体等の他機関との情報連携が可能となります。

平成28年度第1回審議会において、独自利用事務を開始することについてを諮問し、承認をいただいております。また、平成28年第4回市議会臨時会にて、「小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例」の改正が議決され、現在は、既に報告している下記の5事務について、独自利用事務を行っております。

この度、平成29年第2回市議会定例会にて、同条例の改正が議決されまして、「心身障害者福祉手当の支給に関する事務」について、個人番号の独自利用事務として追加規定されましたので、報告させていただきます。

これらの独自利用事務については、個人情報保護委員会規則により定める事務であること、そのうち多摩26市の大半において利用が見込まれる事務であること、他情報保有機関との間で情報連携がなされないことにより、著しく市民サービスの低下が見込まれる事務であることを選定の基準としており、今回追加した事務につきましては、障がい等により申請等の負担がより大きいと想定される方への一定の配慮を含め選定されたものであり、心身に障がい等のある事務対象者の手続に係る申請時の負担軽減につなげようとするものです。

今後につきましても、独自利用事務の追加があった場合は、同様に報告させていただきます。

表にありますとおり、No. 6が今回追加される事務となります。

なお、新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、番号法独自利用事務に係る情報連携に関する参考資料を52ページからお付けしていますので、御覧ください。

以上が情報システム課からの報告となります。

続きまして、10ページにお戻りください。ただいま御報告しました独自利用事務として追加した「心身障害者福祉手当の支給に関する事務」に係る案件でご

ございます。

心身障害者福祉手当制度につきましては、本市の条例及び規則に基づき、心身に障がいをもつる方に対して、手当を支給することにより、障がい者の福祉の増進を図ることを目的として実施している事業でございます。

心身障害者福祉手当受給者の方の事務における利便性向上のため、平成30年1月1日以降、個人番号の独自利用に係る情報の収集を開始することについて、御報告させていただきましたとおり、「小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例」及び規則が改正されたことに伴い、心身障害者福祉手当の支給に関する事務の様式に関し、個人番号を追加することから記載欄の追加をするための届出でございます。

なお、個人番号の独自利用事務に係る情報連携につきましては、平成30年7月より開始する予定ですが、開始するにあたり国の個人情報保護委員会に対して事前に届出を行うものとなっております。この届出について平成29年12月末までに行うことで、平成30年7月より情報連携を開始することが可能であることから、平成29年12月末締め切りの届出に向け、現在調整しているところであります。

11ページを御覧ください。届出番号28-130「心身障害者福祉手当認定申請書（現況届）」の変更届でございます。追加される個人情報内容は個人番号となります。なお、変更理由でございます「軽微な整備」とは、今回、様式を改正いたしまして保護者欄を設けましたが、従前からの記録項目と同様でございます。体裁の整備となります。

参考といたしまして、12ページに改正しました様式をお付けしておりますので御覧ください。

【松行会長】

ただいま事務局から、議案の個人情報保有届出状況の報告についての③、心身障害者福祉手当支給業務変更届と、その背景にある、本日の議案の「4、その他」のうちの「ア、小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例の独自利用事務の追加について」、一体的に説明がございました。

それでは、御質問もしくは御意見があればお伺いいたします。

【清水委員】

福祉手当の支給について、個人番号を出さないと支給されないというものなのかどうかという点が1つ。それから、対象になる方々が心身障害者ということで、

御本人自身が申請に立ち会うことはなかなかしにくいケースも考えられると思いますが、そこをどういうふうにお考えなのか、その2点です。

【自立生活支援課長】

2点御質問をいただきました。まず、このマイナンバー、個人番号の記載は必ずしも必要かということの御質問でございますが、こちらにつきましては、申請者が障がいのある方につき、記載することの困難な方は、記載しなくても結構ということになってございます。

それから、2点目の申請者の件でございますが、やはり同じく障がいのある方御本人が窓口に来て記載するのは大変なことだと考えてございますので、こちらは代理人申請等でも可能なものでございます。

【松行会長】

他に本件について御発言はございますでしょうか。

特にないようですので、本件を承認とさせていただきます。

それでは、これで報告案件は終了いたしましたので、次に3の諮問事項についての説明に移らせていただきます。

事務局より、説明をお願いいたします。

【総務課長】

それではこれより諮問案件に入らせていただきます。

13ページを御覧ください。「小金井市空家等対策計画策定支援業務について」、地域安全課の案件でございます。

本業務は、適切な管理が行われていない空家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることを鑑み、地域住民の生命、身体または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を推進するため、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、小金井市内において空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための計画を策定することを目的としております。

計画策定に伴い、小金井市空家等実態調査報告書等の資料及び他市事例等の調査・研究が必要となり、本業務の委託を行うことから諮問するものです。

14ページを御覧ください。諮問第17号「小金井市空家等対策計画策定支援業務委託について」でございます。

業務の目的としましては、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための計画策定を委託で実施するための諮問でございます。

委託処理する個人情報の項目は記載のとおりでございますが、氏名、住所、所在地、居住状況、相談内容、電話番号、家屋等の状況になります。

参考といたしまして、15ページから19ページまでに業務委託仕様書をお付けしてございます。また、個人情報取扱特記事項は共通資料として45ページにございますので、併せて御覧ください。

【松行会長】

ただいま、本案件について説明がございました。

それでは御質問もしくは御意見があればお伺いしたいと存じます。

【川井委員】

質問なのですが、委託先が継続的となっておりますが、民間業者（公募型プロポーザル方式）というのは、何か資格とか、あるいはどういうところが応募できるルールみたいなものはあるのでしょうか。

【地域安全係長】

公募型プロポーザルの資格要件につきましては、8項目ございまして、1点目は、都市計画や交通関係調査業務、情報処理業務、または市場補償鑑定関係調査業務で、実際に小金井市に登録等がされていたり、またこれからするというようなものになってございます。2点目は、地方自治法施行令第167条4の規定に該当しないこと。3点目は、小金井市から指名停止措置を受け、指名停止期間中でないこと。4点目は、小金井市契約における暴力団等排除措置要綱の別表に該当しないこと。5点目は、経営不振の状態でないこと。6点目は、個人情報を扱うということになりますので、一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマークというものがございまして、こちらか、日本情報処理開発協会による、情報セキュリティマネジメントシステムを取得・認定されていること。7点目は、過去5年間に空家等対策計画、またはそれに準じるものを、東京・千葉・神奈川・埼玉の都県または人口10万人以上の区市において平成29年3月30日までに履行を完了していること。8点目は、実際に業務に携わる者が3か月以上の恒常的な雇用関係があること等とさせていただいております。

こちらにつきましてはホームページで募集要領に記載させていただいておりますので、こちらのほうで確認していただければと思います。

【川井委員】

受託者への条件というところでこういうものがきちんとできる業者ということで、それは今のようない条件によって担保されるというふうに考えてよろしいで

すか。

【地域安全係長】

結構です。

【仮野委員】

川井委員は継続的委託というのは何ですかという質問をしました。継続的委託というのは1年間ではなくて何年かかかるから継続的委託なのか。

【地域安全係長】

委託期間につきましては、今年度から平成31年3月15日までを予定しておりますので、2か年という形になるので継続という形にさせていただきます。

【仮野委員】

1年間が終わって、半年さらにあるから継続的になるということですか。

【情報公関係長】

年度途中から開始しますので、30年度も継続して契約をするという形です。

【多田委員】

29年度と30年度に報告書を5部作成するという事になっているのですが、その報告書というのはどういう形態なのか、例えば写真だとか住所だとか居住状況とか家屋等の状況などを詳細にこの報告書に載せるのですか。

【地域安全係長】

報告書の内容ですが、事務局として考えておりますのが、平成29年度につきましては、打ち合わせや、協議会の概要等といったものを、実際にやったことをまとめたものを想定しております。

平成30年度につきましては、空家等対策計画の概要版と実際の計画書ができますので、それプラス、実際にやった内容、協議会とか庁内の検討委員会でやった内容等をまとめたものを報告書として提出していただくことを想定しております。

【多田委員】

実際の写真とか住所とか、そういう細かいところは載らないということですね。

【地域安全課長】

そこは載せません。

【松行会長】

本件について、他に御発言はありますでしょうか。

特にないようですので、本件を承認といたします。

それでは、次の諮問事項についての説明をお願いします。

【総務課長】

20ページを御覧ください。「被災者生活再建支援業務について」、地域安全課の案件でございます。

首都直下地震のような大規模災害発生時には、罹災証明書発行の前提となる住家被害認定調査等の業務量は極めて膨大となり、業務の効率化が不可欠です。また、膨大な業務を処理するためには、被災自治体の職員のみでは対応が困難であり、他自治体から多くの応援職員の受け入れが必要となります。

このたび、東京都では平成23年度に産学官連携のもとに開発された「被災者生活再建支援システム」を利用し、都内自治体の共同利用型システムを構築することになりました。都内31区市町村が参加するこのシステムに本市も参加し、被災者生活再建支援業務の標準化及び電子化、また相互応援体制の整備を図り、災害発生時の住民生活の早期再建を企図するものです。

本業務を実施するにあたり、個人情報をも本人以外の庁内他部局から収集すること、住基データ及び家屋データを被災者生活再建支援システムの共同利用サーバに接続すること及び共同利用サーバの運営を委託することを届出・諮問をするものです。

21ページを御覧ください。諮問第18号「東京都被災者生活再建支援システムの本人以外収集について」でございます。

個人情報の内容は諮問書のとおりでございます。収集の方法は庁内他部局の資産税課が保有する情報より収集することから、本人以外収集の諮問をするものでございます。

次に22ページ、諮問第19号は、資産税課の情報を目的外利用することに係る諮問となります。

次に23ページを御覧ください。諮問第20号「東京都被災者生活再建支援システムについて」でございます。

業務の目的としましては、諮問書にもございますが、システム導入により災害時の罹災証明書発行を迅速に行い、被災者の早期生活再建を促進することを目的とするものでございます。個人情報の記録項目は、共通の資料としまして、27ページから28ページに一覧でまとめさせていただいております。参考としまして、29ページから30ページに概要を、31ページにはシステムイメージ図を

お付けしてございます。

次に24ページにお戻りください。諮問第21号「東京都被災者生活再建支援システム共同利用サーバへのオンライン接続について」でございます。

オンライン結合に関する内容については諮問書にございますが、結合の目的は、先ほどの諮問第20号と同様でございます。保護措置としましてはLG-WAN回線を使用するなどの措置を講じます。参考としまして32ページにシステムのセキュリティイメージ図をお付けしておりますので御参考にしてください。

次に25ページにお戻りください。諮問第22号「東京都被災者生活再建支援システム運営委託について」でございます。冒頭でも説明させていただいたとおり、共同利用型システムを利用することになりますので、保守等運営管理を委ねるための諮問でございます。参考としまして、33ページに契約仕様書案と、45ページから49ページに共通資料で個人情報取扱特記事項をお付けしておりますので、御参考にしてください。

最後となりますが、諮問に関連する保有届としまして、26ページにお戻りいただきまして、届出番号29-44「東京都被災者生活再建支援システム」でございます。個人情報の内容は諮問第20号と同様でございます。

説明については以上です。

【松行会長】

ただいま事務局から諮問事項で東京都被災者生活再建支援システム、可及的な被災者支援にかかわる事務対応、それがシステムの相互に関連し合っておりますので、資料に基づいて説明がございました。

それでは、御質問もしくは御意見がございましたら御発言をお願いいたします。

【本多委員】

20ページに今回の諮問理由と、29ページあたりからもいろいろ説明資料はありますが、多分、東日本大震災のときの教訓から作っていると思うのですが、被災者生活再建支援システムが構築された背景をもう少し説明していただきたいのと、あと20ページの枠の中、中段あたりに、都内の31区市町村が参加するとなっておりますが、都内では53区市町村があると思うのですが、どのような現状になっているのかの質問です。

【白石委員】

重なっている部分もあるので、追加で質問してもいいですか。

今の本多委員の御質問とかぶる部分は、都内31区市町村ということで、6割

ぐらいで、30ページのフェーズ1の契約スキームのところ、東京都と23区、多摩各市、それから町村との関係が出ていますが、要するに制度的根拠について、東京都条例で規定しているのかとか、あるいは任意事業としてやっているのか。それによって、この対応が違ってきていると思うのですが、事業としてはいい方向の事業なのですが、だとするとそのバックグラウンドはどうなっているのかという、同じ趣旨のことが1つ。

それからもう1つは、災害時にシステムダウンしてしまったときの対応というのは、30ページのフェーズ1の右側の運用スキームで、平常時と発災時というのが出ていますが、どちらにしても全部ネットワークにつながった端末、要するにデータベースにつながった端末で操作するとなっているのですが、実際の災害の規模によっても、これはいかななものなのかなと。

それは同時に、31ページのネットワーク図を見ても、普段のセキュリティに関する信頼度については説明をされていますし、確かにLG-WANの秘匿度というのは相当高いですから、それはわかるのですが、ただ、前提として、100%安全安心はないという前提で危機対応をするというのが常識なので、そこも追加して御説明いただきたい。

【防災消防係長】

まず、システムの背景というところから御説明いたします。こちらのシステムは、東日本大震災、またそれ以前の新潟の中越地震とかの頃からシステムは少しずつ開発され、少しずつアップデートされてきたものでございます。

平成23年度に産学官ということで、NTT東日本、東京都、京都大学などが集まりまして、また新たにシステムということで内容を整理しまして、被災者生活再建支援システムというものをつくりました。その後も災害において活躍してきたシステムなのですが、そのたびに少しずつ内容についてはアップデートされ、新たな情報が付け加えられてきたところでございます。

昨年度の熊本地震を契機といたしまして、このシステムを都内自治体にもなるべく安い価格で提供しようということになりまして、この共同利用型システムというものが生み出されたところでございます。

こちらにつきましては、東京都の条例というところでは規定されているものではないかと、任意事業という形になってございます。

次に、31区市町村というところですが、こちらにつきましては、その他の区市町村につきましては共同利用型ではなくてクライアントサーバ型と言われる、

庁舎内にサーバとデータベースを置いて、独自にシステムを立ち上げて、そこにネットワークを介さずにやっているという形になっております。ですから、システムとしては同じ被災者生活再建支援システムなのですが、そのネットワーク利用、データベース利用の形が違うというものです。ほかの自治体にも全て入っている形になります。

あと、白石委員からの御質問で、災害時のネットワークダウンなどの対応でございます。こちらにつきましては、ネットワークがダウンしても、サーバのほうのシステムが生きていれば、あとは、一番最初に利用するのは建物の調査票を出力するという手順になるので、こちらについてはもう人力で紙をとりに行くようなスキームで考えられております。

【本多委員】

個人情報の収集項目ですが、これについてはいろいろな災害を経て、積み重ねて項目も精査されてきたということによろしいですか。

【防災消防係長】

はい、そのとおりです。

【白石委員】

予測される災害の内容とか規模とか、地域によって相当違うので、例えば東日本のときの、沿岸部だったら沿岸部の、津波被害があったりとか、それぞれいろいろな状況が違うわけですね。そういうことも含めて、相当きめ細かに対策はとられているとは思いますが、やっぱり、これだけ短時間での、これだけの資料ではそこまで読み取れなかったもので、一応お伺いしたということです。

ただ、どちらにしても、例えば私が長年おつき合いしている方で、気仙沼市の市民部長、総務部長で退職した方がいらっしゃるのですが、全部なくなっているんです。それは津波被害ですから、完全に何も無いのです。例えば紙台帳についてももう何も無い。その中でどうやって復興していくのか。それは沿岸部の津波被害の地域であって、多摩のこちらとはまた状況は違います。

ただ、100%大丈夫だという悠長な危機対応思想は、いけないと思うので、それも含めた対応を、多分とられていると思うので、できればそういうことにもうちょっと触れていただきたかったなということです。

【仮野委員】

実は今、白石さんが言った気仙沼に、震災の後、二、三回、応援に行きました。気仙沼の先の湾の中にある大島という誰もまだ行っていないところで、まずそこ

で調べたのは、どこに何人ぐらいが孤立していて食料を欲しがっているか、あるいは食料だけではなくて何を必要としているかですが、そのデータが全くなかったわけです。

それを、とにかくボランティアの集約するところに報告して、ここに何人いるから早く助けに来てほしいとかいう情報をみんなで共有するわけです。すると、警察や自衛隊等がそれを見て「私のところが行ける」となるわけで、つまり、ここにある、例えば要介護者がどのくらいいるのかが事前に用意されていれば、相当役立つだろうと、実際に津波の後に行って大混乱の時とは思いました。

一方、こういうシステムで一番機能したのは、よく言われているのは9.11のニューヨークで機能したと言われている、なんとか街区は今通れるとか、そういう情報を流して行って、避難を助けたというようなこともあり、それから次第に日本国内でコンピュータを利用したシステムが動き始めているのですが、そういうものの集大成としてこういうのを事前につくっていくのは、いいことだと思います。

ただし、絶対的に止まらないという原発が止まった被害があるわけで、先ほど、サーバはあるから大丈夫と言われたけれど、大地震が来たときに機能するのかと、これは心配だなと思いつつ聞いていました。絶対的に安心ということはないので、そのぐらいの心配というか、気運を持ちながら取り組んでほしいというのは、今、皆さんの意見を聞きながら思いました。

【野中委員】

いざというときにシステムダウンするかどうかというところは非常に、このシステム運営上で重要な課題だと思っております。質問といたしましては、例えばシステムがダウンした場合の自動復旧というか、定期的な自動復旧試験であるとかは、この契約の中には含まれているのでしょうか。

【防災消防係長】

復旧の回復時間というのが、このシステムに定められておまして、例えばネットワークが、設備の故障もしくは設備を持つデータセンターにおけるネットワーク機能故障等により利用できない状態となった場合の復旧回復については、障害の切り分け作業については障害検知から3時間以内で対応開始、サーバを特定の状態に復元する作業については、協議会による復元決定から1営業日以内に復元という形になっております。

他にも、年間保守計画とかを市町村に提供すること、ソフトウェアの保守があ

ることも定められております。

【川井委員】

質問というか確認なのですが、本人以外の者からの収集と、それから目的外収集という、割と重要なことがこの審議会に諮問されているわけですが、恐らく結論としては、テーマとしてはいいことなので了承されると思うのですが、本人通知がなしということで、これは対象者が多数なので現実的には難しいということなのですが、単に無理という非常に大きな穴に見えるので、これはこういうふうに考えたらいいのでしょうか。本人には、いつの間にかそういうことがなされているということはどうやって周知するかという意味では、当審議会で議論をされて了承された。それがインターネットなり何なり、資料が公開されることによって間接的に本人というか対象者に伝わるということでカバーされているのだというふうに理解すればよろしいでしょうか。

【清水委員】

何を諮問されているかがよくわからないというのが私の実感です。いわゆる住民データと家屋データというものを、東京都が用意する共通システムに提供すること、それから、災害時にいろいろな被災者にかかわるデータで、金融機関の番号まで含めてデータを収集してシステムに入れることと、なおかつ、そういうことを、ある業者に委託することについてを問われているのかなと思うのですが、非常に大きいシステムというか、大きい議題なので、そこをもう少し明確にしていきたい。

【松行会長】

ただいま、川井委員と清水委員から、関連することとして、違うアングルから御質問がありました。御質問に対しては地域安全課からのお答えと、清水委員からの御発言は、事務局からお答えしたほうが望ましいと思いますのでお願いします。

【総務課長】

では、ちょっと順番は前後してしまうかもしれませんが、まず清水委員の御質問について答えさせていただきます。

条例の説明になりますが、最初に21ページ、こちらが個人情報の本人以外の者からの収集に関する諮問事項でございます。条例第11条第2項第5号及び第3号関係となっております。

黄色の手引があるかと思うのですが、その44ページに、収集の制限がござ

います。基本的には個人情報につきましては本人からの収集が基本でございます。本人以外の収集ができるものというのは第2項で規定をしているところでございます。

この中で、第2項のうち第1号から第4号までに該当しないもので、本人以外から収集する場合は、第5号で、実施機関が審議会の意見を聞いて、公益上必要であると認めたときは収集することができるとなっております。今回の場合は、災害時で緊急性があり、なおかつ人数が多く、事前に本人の同意がとれません。また、法令の定めもなく、市民の生命・健康その他、こういったことには、多少該当するのかなとは思いますが、事前にデータ収集をしております。第3号で規定しているものは、事前のデータ収集ではなく、その時点で市民に対して危険があるような場合、緊急に情報収集しなければいけないというようなものが第3号でございますので、今回はこれも該当しません。出版・報道等もございませんので、今回は第5号になります。そのため、審議会の意見を聞いて、本人以外からの収集をさせていただきたいというのが、この21ページでございます。

22ページは、個人情報の目的外利用等についてということでございまして、条例第12条、53ページでございます。

これは、個人情報を収集するときには目的があって収集してございます。今回の場合、固定資産税の情報を利用させていただくことになるのですが、固定資産税の情報を収集するのは、もともと固定資産税の賦課徴収等のために収集してございまして、被災者の生活再建支援のために収集しているものではございませんので、目的外となります。

こちら、53ページの第2項で目的外利用または外部提供することができる事項を規定してございまして、こちら、どれも該当せず、第4号の審議会の意見を聞いて職務執行上特に必要があると認めていただければ目的外利用ができるというものでございます。

続きまして23ページは条例第14条関係、75ページでございます。こちらは電子計算組織という言い方をしてございますが、コンピュータを使ったシステムにより個人情報を処理するときは審議会に諮るというものでございますので、システムを使ってこういう処理をしていいかどうかというのは審議会に御意見をいただくというものでございます。

続きまして24ページ、こちらは条例の第15条でございまして、77ページになります。電子計算組織結合の禁止ということでございまして、電子計算組織

を他の機関の電子計算組織と結合するということは、個人情報のセキュリティの面で、仮野委員からもありましたが、100%はないということがございますので、基本的には結合はしないとしてございますが、ここに規定しているような事由によって結合しなければ業務ができないような場合もございますので、法令に特別の定めがあるときまたは、審議会の御意見を聴いて、公益上必要があると認めていただければ結合ができるということになってございます。今回の場合は東京都のサーバとつながりますので、それについて結合していかどうかということの御意見をいただきたいというものでございます。

25ページ、こちらは運営委託で27条になります。118ページでございます。

これは、委託ですとか指定管理によって個人情報の処理をするときには、必ず審議会の御意見をいただくというものでございます。

26ページは、届出でございますので、第9条に戻りますが、34ページです。個人情報につきまして、定型化、簿冊化等する場合は審議会に報告をするという形になってございますので、登録することについて審議会の御意見をいただくものでございます。

今回の案件では、審議会からの御意見をいただく項目が多岐にわたっていて恐縮でございますが、内容としては以上でございます。

【防災消防係長】

本人通知の件でございますが、こちらについては、委員がおっしゃったとおり、個人情報保護審議会で諮問して、了として認められればよいという形ではございますが、ほかの区市町村でも同様のシステムを入れてございますので、区市町村の対応も研究したいと思っております。

【川井委員】

目的外利用とか、本人以外からの収集というのは非常に重要な話で、それは個々の人の了解を得られないので審議会ということになるのですが、審議会というのはこのぐらいの人数で決めてしまうわけですが、そうすると、その決めるというのは非常に重要な判断でなければいけないというのが1つと、それで決まってしまうたら、もう本人たちは何も知らない間にそういうことになってしまっているというのでいいのだろうかという、そこはやはり、議事録公開なり、そこでカバーしているのだというふうに考える以外に、道はないのかなという感じはします。本人たちに了解を得ずに目的外で使用する、それから他者の住所を使

うということ、どこかが認める、それは審議会が認めたということなのですが、そこは結構重い話で、何らかの形で間接的にも知らしめていけたらなというふうに思います。

【仮野委員】

このシステムに参加していくわけですが、これからどういう時間を予定しているのですか。実際にこの個人情報を使うようになるのはいつからなのか。

【情報公開係長】

先ほどの本人以外収集にかかわる本人通知に関してですが、こちらは災害対策基本法で、市町村は災害時には罹災証明書を交付しなければならないという決まりがございます、その構築のための整備でございます。

ですので、この結果、かなりの方が対象となるために個別で通知することが現実的でないためということで、この審議会でお諮りさせていただいた上で、先ほどの手引の34ページの第5項にありますとおり、これらを市民の方に広く知らせるために公示するというものでございまして、一定、市民の方にお知らせする手だてはあるところでございます。

会議録におきましても、皆さんの御承認をいただいた後、ホームページ上で公表させていただくような形で、諮問しての結果、答申という形で御意見をいただきますので、それについても市民の方に広くお知らせするような形になるということになります。

【防災消防係長】

全体のスケジュールの件かと思えます。小金井市におきましては、東京都被災者生活再建支援システムに接続するのは、平成30年4月1日からとなります。したがって、個人情報の提供も平成30年4月1日からとなります。

ちなみに、システム自体は稼働しておりまして、他の区市町村においてはこの10月から導入しているところもあるというような形です。

【地域安全課長】

周知の方法についてでございます。担当課としても、こういった罹災証明発行に向けての被災者再建システムを導入ということになりますので、市民の方への周知については、先ほど担当の話の中にもありましたが、研究・検討させていただいて、どのような形で周知できるかというところで考えております。

【仮野委員】

来年の4月1日からということですが、このシステムの参加については、当然お金が発生しますから、市議会では、いつ議論をされますか。

【防災消防係長】

こちらにつきましては、来年度予算に計上していく予定になっておりまして、その決議をもちましてシステムが開始される予定でございます。

【仮野委員】

来年度予算で、その問題を議論する市議会はいつですか。

【防災消防係長】

予算特別委員会になりますので、来年の第1回定例会となります。

【仮野委員】

来年度でなく、本年度予算に入れるのではないのですか。

【防災消防係長】

このシステムにつきましては来年度予算ですけれども、その前に前段として、こちらの住基データ、家屋データを相手方のサーバのデータベースに合うようにコンバートするシステムを開発する部分につきましては、第4回の定例会の補正でかけていくつもりでございます。

【仮野委員】

4回の定例会はいつからですか。

【防災消防係長】

12月です。

【仮野委員】

このシステム、当然ながら、市側としては、このシステムに参加するための予算を盛り込んだ全体像を市議会に諮るわけだよね。

【総務課長】

そうですね。まだ議案は提出しておりませんので、今、諮るための準備をしているところでございます。

【仮野委員】

ぜひ、そのときに個人情報保護の観点での、当然議員からも質問が出てくると思うのだけど、確かに今、川井さんが言われたように、審議会の了承をとったら全てオーケーというような形になるので、これはとても重要だと思いながら今聞いていましたけど、市議会ですっかり議論をしてほしいと思います。

そういう問題意識で提案者側は、個人情報保護についての、我々審議会として

は少し慎重意見があったということ、ぜひ市議会の皆さんに説明してほしいです。

【総務課長】

はい、ありがとうございます。議会の説明としては、補正予算の説明になると思います。補正予算の説明の中でそこまで細かい話はできないのかなと思いますので、議案説明した後に、議案を各委員会に付託されて、そこで質疑に入るわけですが、その質疑の中で、審議会についての質疑等がございましたら丁寧に説明をさせていただきたいと思います。

【仮野委員】

皆さんの意見を聞くと慎重意見というか、その懸念があるということで、それだけ重大な大規模システムに、審議会が何も言わなかったと受け取られるのは心外であり、本当にうまくいくのかということですね。

【清水委員】

先ほどの御回答の中で1点だけ私が気になったのは、資料23ページにある諮問第20号です。これが他に比べると非常にシンプルな書き方ですが、いわゆる何を記録項目としてやるよという、1から64ですよというのが別紙に出てきて、その中に金融機関の口座番号等も出てくるという。

ここにある項目というのは、いわゆる今回接続しようとしている都の支援システムから要求された項目なのか、それとも小金井市独自の項目なのでしょうか。

【防災消防係長】

こちらのデータにつきましては、システムのほうで既に用意されているデータの箱でございます。ですから、これの中で必ずしも入れなければいけないというものではございません。

【松行会長】

これは相当突っ込んで細かく議論しまして時間をとりましたが、本案件、多くの御質問、御意見を伺いまして、本案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、34ページを御覧ください。「生産緑地指定地区業務について」、環境政策課の案件でございます。

小金井市では、2060年に人口10万人を下回ることが予測されており、社会経済情勢の変化に対応したまちづくりが求められています。この、良好な都市

環境の維持・形成には農地を含む公園緑地等の土地利用や転換について、個別に検討するのではなく、広い視点で検討する必要があります。

平成21年度時点で市内の緑の22.6%を占めるなど、生産緑地は大変重要なみどりの資源ですが、ピークであった平成5年の総面積約86ヘクタールに対し、平成28年度までの24年間で、約63ヘクタールまで減少したうえ、5年後には多数の農地が、制度上の営農期間満了により買取り申し出が可能となることから、さらなる減少も予想されます。

このことから、貴重な市街化区域内の農地、緑地、公園を活用し、保全していくために、小金井市における都市農地保全活用手法の検討を中心とした農地及び公園緑地に関する実証調査を小金井市と外部機関で構成する小金井市都市農地保全活用検討協議会（以下「協議会」という。）が国土交通省からの委託を受け実施します。その中で、小金井市内の生産緑地所有者へのアンケート調査を実施するため、生産緑地地区申請綴に記載のある所有者情報を協議会へ提供することを諮問するものです。

協議会では、小金井市の農・緑の現状把握と課題抽出、先進事例調査、地域等の協働による解決策につながる実証実験を行い、その検証結果を国土交通省へ報告を行うこととなっています。

35ページを御覧ください。諮問第23号「生産緑地申請綴・地区内訳表の情報から外部提供」を行うものの諮問でございます。

個人情報の内容は、諮問書のとおりでございますが、氏名・住所となります。外部提供先は、市も構成団体となっている小金井市都市農地保全活用検討協議会となります。

参考の経過といたしまして、36ページから39ページに国土交通省の取組内容の提案募集に関する資料を、40ページから44ページに協議会協定に関する資料をお付けしておりますので、併せて御覧ください。

【松行会長】

本件について御質問、御意見あればお伺いいたします。

【樹委員】

対象になる方は何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

【緑と公園係長】

対象になるのは、生産緑地の所有者の方という形を考えておりまして、120から130世帯の間だと考えております。

【寺島委員】

生産緑地所有者へのアンケート調査ということなのですから、こういったアンケート調査になるのでしょうか。

【緑と公園係長】

こちらは、120世帯ぐらいの方に対するアンケートとなっているんですが、まずその方の属性というか、こういった形で農業を営んでいるのかといった項目とか、生産緑地はどの規模でやられているのかという項目から、今後の改正、平成34年度の制度上の買取り申し出ということができることに対して、どのような考えで営農されているか、営農され続ける予定なのか、それを市に買取り申し出をされる予定なのか、市が買取り申し出を受けて、されない場合はこういった形でその土地を考えられているのかとか、そういったことを可能な範囲でお伺いできればというところでございます。

そういったものや、今後こういう国の生産緑地に対する考え方で、生産緑地を貸す形で営農というのはできないんですが、そういった法改正があった場合どのように対応されますかというものを、国の法をつくっていく方々に直接、直轄調査ということですので、都市農家の方の考えがある程度伺えるのではないかと思います。

【中澤委員】

必要とする個人情報の内容には、氏名・住所とあるのですが、結局、そういう不動産の明細も緑地という形で全部わかるということですよ、個人情報。

【緑と公園係長】

確かに、こちらのほうの台帳では、生産緑地の所有の方が、こういった土地を所有されているかではなくて、生産緑地をどの程度の面積でお持ちかということは把握はしているのですが、今回はあくまでもアンケートにお答えいただくということですので、アンケート用紙をお渡しするために、その表の中から御名前と御住所だけを抽出するという考えでございます。

【松行会長】

他にございますでしょうか。

ないようですので、本案件を承認とさせていただきます。

以上をもちまして、全ての報告、諮問事項についての審議はこれで終了いたします。

それでは、本日の日程のうち、その他の項目に移ります。

アの事項につきましては先ほど審議を終了しておりますので、次回日程についてをお願いいたします。

【総務課長】

次回の日程でございます。次回の日程は、2月2日金曜日18時から、当会議室をお取りしていますが、皆様の御都合のほうはいかがでございますでしょうか。

【松行会長】

ただいま事務局から御案内がございましたが、次回の日程は、来る平成30年2月2日金曜日となっておりますが、御承認いただけましたら、当801会議室にて開催をいたしたいと存じます。

委員におかれましては、何とぞ御出席いただき、活発な御発言をお願いいたしたいと存じます。

それでは、これをもちまして、本日の審議会の全ての審議を終了し、これで散会を宣しまして、終了といたします。ありがとうございました。

— 了 —